

宅地建物取引業免許（更新）申請に必要な書類

【部数】2部（正本1部、副本1部） ※副本はコピー可

【申請受付期間】免許有効期間満了日の90日前から30日前まで

（例）3/31が満了日の場合 →申請期限：3/1まで

※受付期間を過ぎた場合は、**遅延理由書（任意様式）**の添付が必要

※免許満了日までに申請がなされない場合、免許失効となります。

書類の要否		必 要 書 類	
法人	個人	No.	※各書面の頭の符号 □ 所定の様式の用紙（県庁ホームページに掲載、県住宅課に用紙有り） ◇ 官公庁の証明（発行日から3か月以内のものに限る）
○	○	1	□免許申請書（第一面）【商号・代表者等】
○	×	2	□免許申請書（第二面）【役員】
△	×	3	取締役等の役員（監査役除く）をNo.13「宅地建物取引業に従事する者の名簿」に記載しない場合： （以下a, bのいずれかの書類を添付） a □宅建業に従事しない役員である旨の証明書 ※兼業がある役員で、宅建業務に従事しない場合 b □非常勤の役員である旨の証明書
○	○	4	□免許申請書（第三面）【事務所・政令使用人・専任の宅地建物取引士】
△	△	5	□免許申請書（第四面）【専任の宅地建物取引士】 ※第三面に書ききれない場合のみ
○	○	6	□免許申請書（第五面）【手数料】 ※滋賀県収入証紙 33,000円 ※県庁会計管理局管理課、滋賀銀行の県内本支店等で購入可
○	○	7	□宅地建物取引業経歴書（添付書類1）（第一面）
○	○	8	□宅地建物取引業経歴書（添付書類1）（第二面）
△	△	9	5年間宅地建物取引業の実績がない場合のみ： 申立書（任意様式） ※宅建業を休業していたのではない旨の書面。
○	○	10	□誓約書（添付書類2）
○	×	11	□相談役および顧問（添付書類6）（第一面） ※該当する者がいない場合は余白に「該当無し」と記入
○	×	12	□100分の5以上の株主または出資者（添付書類6）（第二面）
○	○	13	□宅地建物取引業に従事する者の名簿（添付書類10）
○	○	14	□専任の宅地建物取引士設置証明書（添付書類4）
○	○	15	専任の宅地建物取引士の有効な「取引士証」の写し ※取引士証の裏面に、住所変更の記録がある場合は裏面の写しも添付
○	○	16	専任の宅地建物取引士が専任であることを証する書面 ※原則a～cのいずれかの書類を提出することとし、ない場合のみdを提出。 ※専任の取引士が代表者を兼ねる場合、代表者分は省略可 a 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書または健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写し） b 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写し） c □専任宅地建物取引士勤務内容報告書 と □出向（派遣）の事実が確認できる書類（出向（派遣）の契約書や辞令、出向（派遣）者の賃金の負担関係を示す書類等） d □専任宅地建物取引士勤務内容報告書 と □誓約書（専任の宅地建物取引士） 《注意》専任の宅地建物取引士の住所地（住民票記載）が勤務地と相当以上離れている場合は、遠距離通勤もしくは住所地以外の居所の状況等が確認できる書類を追加で求めることがあります。
○	○	17	◇身分証明書（代表者・役員・政令使用人・相談役・顧問の分を提出） ※本籍地市区町村で発行される ※禁治産又は準禁治産の宣告の通知、破産宣告の通知を受けていないことの証明が必要 ※外国籍の方は住民票抄本（国籍および在留情報の記載のあるもの）を提出
○	○	18	◇登記されていないことの証明書（代表者・役員・政令使用人・相談役・顧問の分を提出） ※滋賀県内では大津地方法務局でのみ発行される ※成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明が必要 《注意》成年被後見人等に該当するため証明書が添付できない場合は、県住宅課までご相談下さい。
○	○	19	□事務所を使用する権原に関する書面（添付書類7）
○	○	20	事務所の使用権原に関する書類（以下のいずれかの書類を添付） a. 事務所が申請者の自己所有建物である場合： ◇建物登記簿謄本の写し（登記情報提供サービスの印刷も可）、◇固定資産評価証明書の写し、固定資産課税通知書の写し、その他所有の事実を確認できる書類の写し b. 事務所を賃貸借・使用承諾等で使用している場合： ○建物賃貸借契約書・使用承諾書等の写し
○	○	21	事務所付近の地図（住宅地図写し可）
○	○	22	事務所平面図（略図可）※事務所内の事務机等の設置状況を明示し、写真撮影方向を記載したもの

書類の要否		必 要 書 類	
法人	個人	No.	※各書面の頭の符号 □ 所定の様式の用紙（県庁ホームページに掲載、県住宅課に用紙有り） ◇ 官公庁の証明（発行日から3か月以内のものに限る）
○	○	23	事務所の写真 【外部】建物の全景、事務所の入り口状況がわかるもの 【内部】室内全体を見渡したもの・事務スペース・応接スペース 【業者票、報酬額表】※記載内容が画像から判読でき、掲示場所・掲示状況を確認できるもの
○	○	24	□略歴書（添付書類3）（代表者・役員・政令使用人・相談役・顧問） □略歴書（添付書類8）（専任の宅地建物取引士） 《注意》専任の宅地建物取引士については、直前の勤務先（宅建業に限らない）の退職証明書、または離職を証する書面の添付を求めることがあります。
○	○	25	□代表者等の連絡先に関する調書（添付書類9）
○	×	26	貸借対照表および損益計算書 ※直近1年分（法人税の納税証明書（その1）の期間と合わせる）
×	○		□資産の状況を示す書面（添付書類5） ※資産とは宅建業に関する資産に限らず、他の事業の用に供している資産および私生活用の資産も含む。
○	×	27	◇法人税の納税証明書（その1） ※納税額がわかるもの（その3様式は不可） ※直近1年分 ※納税地の所管税務署にて交付される（電子納税証明書を印刷したものも可） ※新設法人の場合で第1期の決算期が未到来の場合は、添付不要
×	○		◇所得税の納税証明書（その1） ※直近1年分 ※納税地の所管税務署にて交付される（電子納税証明書を印刷したものも可） ※直前の勤務場所で源泉徴収されている人は源泉徴収票1年分の添付でも可
△	△	28	法人税または所得税に未納がある場合： 納付済みの場合：納付したことがわかる証明書類の写し すぐに納付できない場合：今後の納付計画を記載した書面（任意様式）
○	×	29	◇商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※組合の場合、登記に載っていない役員は、議事録。
×	○		◇住民票記載事項証明書または住民票抄本
○	○	30	弁済業務保証金または営業保証金の供託済を証する書面 （以下a～cのいずれかの書類を提出） a 弁済業務保証金分担金納付済届出書 ※（公社）全国宅地建物取引業保証協会に加入 b 会員証明書 ※（公社）不動産保証協会に加入 c □営業保証金供託済届出書および供託書の写し ※自己供託（保証協会に未加入）
○	○	31	顔写真（代表者・役員・政令使用人・専任の宅地建物取引士・相談役・顧問・従業者） ※申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身のカラー写真 サイズ3.0cm×2.4cm
○	○	32	滋賀県指定研修会受講証明書 ※過去5年間に於いて、1度も受講実績がない場合は、その理由および次回受講する旨の書面（任意様式）を提出
○	○	33	□事務所調査申出書・依頼書・報告書（3枚1組）
△	×	34	代表者が複数の会社の代表者を兼ねる場合のみ： □代表権行使に支障のない誓約書
○	○	35	過去5期分の取引台帳・契約書・重要事項説明書・媒介（代理）契約書（←売買・交換の媒介（代理）のみ）の提示 ※取引台帳・契約書・重要事項説明書・媒介（代理）契約書（←売買・交換の媒介（代理）のみ）は、直近5年間の取引のうち、実績のある取引態様（売主、買主、売買の媒介（代理）、賃貸の媒介（代理）、交換、交換の媒介（代理））の分を、それぞれ新しいものから3件程度、持参してください。
△	△	36	代表者、法人の役員・相談役・顧問が未成年の場合のみ： ※婚姻の有無等で必要書類が変わりますので、県住宅課までお問合せ願います。
△	△	37	代表者、法人の役員、政令使用人、専任の宅地建物取引士で旧姓併記で申請する者がいる場合： ◇住民票抄本（該当者の分） ※旧姓が記載されていること

○ 必要

△ 当てはまれば必要

×

※必要に応じ、上記以外の書類を求めることがあります。

【県庁窓口・提出先】

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県土木交通部住宅課管理係（新館6階）

077-528-4231

営業時間

平日9時～12時および13時～16時30分

（閉庁日土日祝および年末年始を除く。）

※提出日時について事前にご予約ください。